

IFRS 第1号 国際財務報告基準の初度適用

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

本基準の目的は、企業の最初のIFRS財務諸表及び当該財務諸表の対象年度の一部分についての中間財務報告が、次のような高品質の情報を含むようにすることである。

- (a) 利用者にとって透明で、表示されている全期間にわたって比較可能である。
- (b) 国際財務報告基準(IFRS)に準拠した会計処理のための適切な出発点を提供する。
- (c) 利用者にとっての便益を超えないコストで作り出すことができる。

企業は、IFRS移行日現在でIFRS開始財政状態計算書を作成し、表示しなければならない。これは、IFRSに準拠したその企業の会計処理の出発点となる。

企業はIFRS開始財政状態計算書において、また最初のIFRS財務諸表で表示される全期間を通じて、同一の会計方針を用いなければならない。それらの会計方針は、最初のIFRS報告期間の期末日現在で有効な各基準に準拠しなければならない。

特に、本基準は、企業がIFRSに準拠した会計処理の出発点として作成するIFRS開始財政状態計算書において、次のことを要求している。

- (a) IFRSで認識が求められているすべての資産及び負債を認識する。
- (b) IFRSが資産又は負債としての認識を認めていない項目は、認識しない。
- (c) 従前の会計原則において、企業が資産、負債又は資本の構成要素の1つとして認識していたが、IFRSによれば資産、負債又は資本の構成要素のうち異なる種類のものである項目については、分類を変更する。
- (d) 認識されたすべての資産及び負債の測定にはIFRSを適用する。

本基準は、上記の定めに従うためのコストが財務諸表利用者の便益を上回りそうな特定の領域において、限定的な免除を設けている。また、本基準は、特に、遡及適用が、特定の取引の結果がすでに判明した後において過去の状況に関する経営者の判断を必要とするような一部の領域において、IFRSの遡及適用を禁止している。

本基準は、従前の会計原則からIFRSへの移行が報告された財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響したかを説明する開示を要求する。